

令和2年7月豪雨への義援金募集

7月に発生した「令和2年7月豪雨」では全国各地に甚大な被害が生じました。被害に遭われた皆さまへ心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧と被災された皆さまの生活再建をお祈り申し上げます。

沖縄県手をつなぐ育成会では、災害義援金を募り、全国手をつなぐ育成会連合会を経由して被災地の各育成会の会員にお届けします。

以下の義援金振込先の口座を設けましたので、沖縄県手をつなぐ育成会の会員の皆様や『手をつなぐ・うちな〜』の購読者の皆様以外にもご周知いただき、ご協力をお願い申し上げます。募集期限は9月25日(金)までと致します。

沖縄銀行 石嶺支店	琉球銀行 石嶺支店
(普)1417991	(普)444073
公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 理事長 田中 寛	

◆義援金の用途について:

全国手をつなぐ育成会連合会の口座で集められた皆様方のご厚情は全て、被災地の正会員育成会経由で各県の会員様にお届けします。今回は豪雨による被災地が複数地域に亘るので、九州以外にも該当する地域があると思いますが、育成会の復興のために使用されますことをお知らせ致します。

～ 困りごとは育成会へ相談を、今年度から専門相談員配置 ～ (寄稿) ワークセンター愛の園保護者会 保良 榮長

沖縄県手をつなぐ育成会の広報誌「手をつなぐ・うちな〜」第186号(令和2年5月号)で、今年度から県育成会事務局に、専門相談員を配置する事を知りました。県育成会は、知的障がい(児)者の保護者を中心として活動する障がいの当事者団体であります。自ら要求や意見を発現することが不得手な知的障がい者本人に代わって、あるいは本人とともに、その生活向上と権利を守る為の組織としての性格を持っています。

県育成会は、従来どちらかといえば、全体的な研修や文化、スポーツ行事の対外的な活動が中心で、個別的な問題への相談等の対応は、十分だったとは言えません。今年度から週2回の非常勤とはいえ、砂川好彦副理事長を相談員として、相談機能が発足したことは喜ばしいことです。

出来れば、県育成会の理事、役員全員が相談員の肩書きを持って、相談に当たってはいかがでしょうか。

障害福祉制度が障害者福祉法、障害者自立支援法、障害者総合支援法と目まぐるしく変わり、施設、事業所の施策も入所施設から、地域生活へと方向転換する過渡期にあります。

知的障害は障害がわかってから、育児・就学・就労・社会生活・そして高齢化・親亡き後、と課題が絶えることはありません。

困ったことや悩みがあったら、当事者組織である育成会に相談しましょう。また、このことを、まだこの広報誌「手をつなぐ・うちな〜」の読者でない、障害のある周囲の方々・関係者の方々にも是非広めてほしいと思います。



相談員:砂川副理事長
(県育成会前で)

手をつなぐ・うちな〜

知的な障がいのある人と共に

県育成会のHPにもカラーで掲載中

発行所
沖縄県手をつなぐ育成会
那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター内
TEL 098 - 882 -5727
FAX 098 - 882 -5720
E-mail:oki-iku@woody.ocn.ne.jp
HP: http://www.oki-iku.com/
発行人 理事長 田中 寛
定価 50円(会費を含む)

【目次】
P1 7月豪雨義援金募集案内・寄稿文(会員)
P2 チャリティゴルフ大会の案内・心の輪募集案内
P3 寄稿文(砂川副理事長)・理事通信
P4 県育成会予定・ゆんたく広場他





チャリティーゴルフ大会へのご協力お願い



公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会は、県内の知的障がいのある人たちの社会自立参加支援と福祉向上のため、その保護者達を中心として活動しています。

昨今、厳しい社会情勢の中において、障がいのある人たちを取りまく環境はめまぐるしく推移しており、障害者の定義に難病等を追加して制定された「障害者総合福祉法」、「障害者虐待防止法」などを受け、沖縄県においても「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行されています。

しかし、このような障がい者を取りまく環境転換期においても国、県、市町村などの行政機関は財政的な理由を根拠に、障がい者組織や福祉団体等への助成、支援は毎年削減される状況にあります。本育成会としても会費の増額、会員の拡大、賛助会員の募集等自主財源の確保に最大限の努力はしていますが財政は大変厳しい状況にあり、その運営資金には苦慮しております。

このような状況を打開、支援することを目的として、本年も「公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会チャリティーゴルフ大会」を開催いたしますので、多くの皆様のご協力、ご参加によるご支援をお願いいたします。
(沖縄県手をつなぐチャリティーゴルフ大会実行委員会)

大会開催日：令和2年9月25日(金)

場所：沖縄カントリークラブ(西原町字桃原109 TEL 098-945-3371)

★ご予約は直接ゴルフ場へにご連絡をお願いします。

(午前は10組限定・午後は貸切の予定です♪)

★プレー料(会費3,000円含む)：12,000円(税込・セルフ料金・食事付)

※キャディ付は3,430円アップ



★ワンオンコンテスト：6番ホールでワンオンコンテストを行います。(豪華賞品有♪)

★表彰方法：プレー終了後、抽選により全員に賞品を授与

★コロナウイルス予防の為、当日はマスクを着用し、体調不良の方はご参加をお控え下さい。

(ご質問・お問い合わせ：沖縄県手をつなぐ育成会 098-882-5727まで)

心の輪を広げる体験作文・ポスターを募集中です!!

心の輪を広げる体験作文

★募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—

★募集資格

・小(小部)・中(中部)・高校(高等部)・一般

★募集の方法

- ①作文の題は自由とし、内容は、障害のある人ない人との心のふれあい体験。未発表のもの1編に限る。
- ②募集先：沖縄県手をつなぐ育成会(下記参照)
- ③制限字数 1.小学生区分・中学生区分→400字詰め原稿用紙2～4枚程度 2.高校生・一般区分→400字詰め原稿用紙4～6枚程度 3.原則として400字詰め原稿用紙(B4判縦書き)を使用。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とする。
用紙は③に準ずるものとする。

障害者週間ポスター

★募集テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現。

★募集資格

小学生(小学部)及び中学生(中学部)

★募集方法

- ①内容：障害者に対する理解の促進等に資し、障害のある人となない人の間の相互理解を促進するもの。
※未発表のもの1点に限り、作品中に標語その他文字を入れない。
- ②規格・画材等 1.画用紙B3判(横364mm×縦515mm)又は四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付。
作品は縦位置(縦長)のみ。2.彩色画材は自由とする。

【作文・ポスター共通条件】

★募集期間：令和2年7月1日(水)～9月4日(金)

★応募者の属性等に関する参考資料(ポスター含む)：題・住所・氏名(ふりがな)・年齢(生年月日)・性別・職業又は学校名(学年)・電話・FAX・障害の有無

※注意 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間ポスター」作成にあたり、第三者が知的財産権を保有する著作物の使用を禁止しており、また応募作品は作者が単独で執筆・作成したものに限り、なお応募作品は原則として返却致しません。

※連絡先：公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 担当：東江

那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター西棟321) TEL 098(882)5727

『成年後見人制度』について

副理事長 砂川 好彦

今回で連載4回目の最後の寄稿となりましたが、知的障害のある人の生活にとつて後見人の存在がいかに大切かわかたと思います。預金や財産の管理、通院、ホームヘルパーの派遣や施設利用の手続きが自分一人ではできないため変わってその役割を果たすのが後見人です。後見人の最終的な決定は家庭裁判所にあります。後見人には、もちろん親でもなれます。本人に財産がなく手続等(法律行為)がほとんどである場合、親が後見人になる場合がほとんどです。これまで障害のある子と長い間共に暮らし本人のことを最もよく知っていることは間違いありません。しかし、親が後見人としてふさわしいか、十分に考える必要があります。「我が子のために」とやっていることが、実は「親自身の安心感を満たすために」やっつけていて、親はそれに気づかない場合も多いものです。

兄弟姉妹は後見人になれるのか？もちろんなれます。親は障害のある子が生まれるまでは障害者と無関係に生きてきた方がほとんどでしょう。ところがきょうだいは生まれた時から、あるいは小さな頃から家庭に障害児がいて、障害児のきょうだいとして共に成長し、親亡き後も共に人生を歩んでいきます。後見人として親よりもふさわしいかもしれません。しかし、きょうだいにはきょうだいの人生があります。親がいなくなれば、遺産相続の問題が持ち上がる場合もあります。親もきょうだいの関係にもなりかねません。

ないとしたら、親戚の人はどうでしょうか？おじさん、おばさん、いとこ・・・縁もゆかりもない第三者よりは血もつながっているし、幼い頃より本人の事も知っているのでも、安心といえれば安心かもしれません。しかし、ただで後見人になってくれるでしょうか？親族であっても、家庭裁判所へ「報酬をください」と申し立てれば報酬をもらうことができます。親族であるがゆえに問題が生じてくる可能性があります。

親もきょうだいも親族もふさわしくないとするれば、人間関係にとらわれず対応できる第三者の専門家(①弁護士 ②司法書士 ③社会福祉士等がほとんどです)の後見人を探すしかないと思ってしまうですね。

しかし後見人がいることによって本人の成長が妨げられることもあります。地域生活実現のために大きな力ぎを握っていることには間違いありません。

つまり、成年後見制度とは、ただ障害者を被害や権利侵害から守るということだけでなく、地域社会の中でふつうに暮らせるように支える仕組みです。

(出典「親のための成年後見ハンドブック」より)

【後書】この小冊子が発行された頃より、障害者のための相談支援の仕組みが数多く制度化されています。

【相談事業を始めました】

沖縄県手をつなぐ育成会では、4月から新しく、知的障がいに関するあらゆる相談をお受けできるように相談員(砂川副理事長担当)を配置しております。

毎週火・木曜日朝9時半〜12時までにご相談員がおりますので、お気軽にご相談下さい。★電話(882-5727)



理事通信

ー新型コロナウイルスによる影響ー

理事 百名 聡



毎日テレビで新型コロナウイルスのニュースを見ます。怖いウイルスだと思います。

私の同級生がコロナウイルスで亡くなっています。コロナウイルスに対してあまり気にしていませんでしたが、同級生が亡くなったことで、かなり意識するようになりました。

ニュースでは、病院に通院して薬を飲んでいる人、免疫治療を受けている人がコロナウイルスに感染すると重症度が高いと言われています。私の妻も、膠原病で原因不明の病気で免疫治療(生物学的療法)を受けています。まず、私が感染しないよう、三密を避け、人の多い場所には行かないようにしています。沖縄県育成会の会員の皆様もコロナの影響でなかなか外出できず、ストレスが溜まっていると思います。また、県育成会の文化祭りも中止となり、会員の皆様に変化と迷惑をおかけしています。

今年度の事業が、これからのコロナウイルスの影響によって実施できるか中止になるか決まります。私の活動している南城市手をつなぐ育成会と南部地区手をつなぐ育成会の活動は、今年中はコロナの感染状況を見ながら、活動計画を話し合うことになっています。皆様も、もう少し我慢し、コロナに負けないように感染対策に気をつけて頑張ってください。

